



令和8年度

沖縄県青少年育成県民運動

明るい家庭と健全な環境で青少年を育てよう



「青少年の深夜はいかい防止県民一斉行動」ポスターコンテスト県知事賞作品

● 主唱 ●

沖縄県・沖縄県教育委員会

沖縄県警察・(公社)沖縄県青少年育成県民会議

も く じ

【令和8年度青少年育成県民運動年間計画・要綱】

1	計画・要綱	1
2	主 唱	2
3	実施機関・団体	2
4	協力機関・団体	2
5	県民運動の具体的推進事項	3
6	関係機関・団体の役割	6
7	取り組みの事例	9

【資料編】

1	電話相談コーナー	12
2	市町村青少年関係行政主管課一覧	16
3	少年非行等の概況（令和7年中）	17
4	沖縄県青少年保護育成条例概要	19

【令和8年度青少年育成県民運動年間計画・要綱】

1 計画・要綱

1. 運動の趣旨		次代を担う全ての青少年の健全育成を目的に、沖縄県・沖縄県教育委員会・沖縄県警察・公益社団法人沖縄県青少年育成県民会議の主唱で、年間を通した青少年育成県民運動を実施する。 特に、春・夏・年末年始の長期休暇を重点的に、関係機関・団体と連携して県民総ぐるみの運動を展開する。		
2. 季別ごとの趣旨(内容)		春の青少年育成県民運動	夏の青少年育成県民運動	年末・年始の青少年育成県民運動
		春は、卒業・進学・就職など新しい門出の季節であり、節目となる重要な時期である。 すべての青少年が、それぞれの個性に応じた能力を十分に発揮し、社会的自立を果たせるようまた、青少年個々の希望や進路にあった計画が立てられるよう、適切な支援を行い、青少年の健全育成を図る。	夏は青少年にとって、自主活動や体験活動及び家族や友人とのふれあいなど、のびのびと創造的な活動のできる絶好の機会である反面、開放感から予期せぬ事件・事故に遭遇しやすい時期でもある。 そこで、内閣府が主唱する7月中の「青少年の非行・被害防止全国強調月間」と併せて、青少年の非行防止と保護の徹底を図る。	年末・年始は一年を省みるとともに、新しい年を迎えて大きな夢や希望を持つ時期であり、親子の触れ合いや地域社会との触れ合いを通し、青少年の健全育成を図る。
3. 期 間		令和8年3月1日～ 令和8年5月5日 (66 日間)	令和8年7月1日～ 令和8年8月31日 (62 日間)	令和8年12月24日～ 令和9年1月14日 (22 日間)
4	季 別	新しい門出に向かって目標をしっかりとみつけさせよう。	たくましく心と体をきたえさせよう。	明るい家庭と健全な環境で青少年を育てよう。
	スローガン 共 通	「G o 家（ごーやー）運動」を推進し、明るく楽しい家庭づくりに努めましょう。 青少年の非行や深夜はいかいをなくしましょう。 青少年に有害な環境をなくしましょう。 青少年を事件・事故・暴力団から守りましょう。 シンデレラタイムを励行しましょう。 青少年のいじめをなくしましょう。 愛の一声運動を積極的に展開しましょう。 ちゅらさん運動で犯罪のない安全安心なまちづくりに努めましょう。		
5 運 動 の 重 点 目 標	季 別	(1) 自主・自律の心を育て、自らの将来について自己で決定できる青少年を育成する。 (2) ふるさとを誇りに思う郷土愛と国際的視野をもった青少年を育成する。	(1) 健全な身体とたくましい精神力を持った青少年を育成する。 (2) 青少年を水難事故から守る。	(1) 新しい年を迎え、希望や目標の実現に向けて、生活設計を立てさせる。 (2) 一年を省みるとともに、親子や地域社会との触れ合いを通し、青少年の健全育成を図る。
	共 通	(1) 地域活動やボランティア活動に積極的に参加し、友愛と連帯の輪をひろげる青少年を育成する。 (2) 青少年の深夜はいかいや不必要・不健全なアルバイトを防止する。 (3) 青少年の飲酒、喫煙、薬物乱用等の問題行動を防止する。 (4) 青少年の交通事故や暴走行為を防止する。 (5) 青少年を犯罪や暴力団から守る活動を推進する。 (6) 有害図書、刃物などの有害器具類、有害映画等、青少年に有害な環境を浄化する。 (7) 社会で許されない行為は子どもでも許されないとの観点に立って「いじめ」や「暴力行為」、「虐待」を防止する。 (8) 携帯電話等のインターネットの適切な利用の普及に努め、有害情報やインターネット利用等による性被害から青少年を守る。 (9) 「大人が変われば、子どもも変わる運動」を推進する。 (10) 安全で安心して暮らせる社会の実現を目指す「ちゅらさん運動」を推進する。 (11) 万引き防止の広報啓発活動を強化し、青少年の規範意識の向上を図る。		

2 主 唱

沖縄県 沖縄県教育委員会 沖縄県警察 公益社団法人沖縄県青少年育成県民会議

3 実施機関・団体

沖縄県 沖縄県教育委員会 沖縄県警察 公益社団法人沖縄県青少年育成県民会議
市町村 市町村教育委員会 青少年育成市町村民会議

4 協力機関・団体

那覇保護観察所	那覇少年鑑別所	内閣府沖縄総合事務局
沖縄県保護司会連合会	九州地方更生保護委員会那覇分室	沖縄県 BBS 連盟
沖縄県更生保護女性連盟	那覇地方法務局	(一社)沖縄県 PTA 連合会
沖縄県高等学校 PTA 連合会	沖縄県公民館連絡協議会	沖縄県少年補導員会連絡協議会
(一社)沖縄県子ども会育成連絡協議会	沖縄県青年団協議会	沖縄県民生委員児童委員協議会
一般財団法人日本ボーイスカウト沖縄県連盟	一般社団法人ガールスカウト沖縄県連盟	エナジック沖縄国際ユースホテル
沖縄県保育士・保育教諭会	(一社)沖縄県私立保育園連盟	沖縄県私立幼稚園連合会
公益社団法人沖縄県宅地建物取引業協会	社会福祉法人 沖縄県社会福祉協議会	沖縄県人権擁護委員連合会
公益財団法人 沖縄県老人クラブ連合会	沖縄県警友会	(公財)暴力団追放沖縄県民会議
沖縄県子ども 110 番の家連絡協議会	沖縄県薬物乱用防止協会	一般社団法人沖縄県警備業協会
(公財)沖縄県防犯協会連合会	(公財)日本防災通信協会沖縄県支部	沖縄県サイバー犯罪対策連絡協議会
沖縄県インターネット利用施設連絡協議会	一般社団法人沖縄県指定自動車学校協会	(公財)沖縄県交通安全協会連合会
一般社団法人沖縄県女性連合会	沖縄県石油商業組合	沖縄県軽自動車協会
一般社団法人沖縄県バス協会	公益社団法人沖縄県トラック協会	(一社)沖縄県ハイヤー・タクシー協会
一般社団法人全国個人タクシー協会沖縄支部	株式会社沖縄ファミリーマート	株式会社 ローソン沖縄
株式会社サンエー	フレッシュプラザユニオン	(株)リウボウインダストリー
株式会社 リウボウストア	イオン琉球株式会社	生活協同組合コープおきなわ
金秀商事株式会社	(一財)沖縄マリリンジャーセイフティービューロー	(一財)沖縄観光コンベンションビューロー
沖縄県商工会連合会	沖縄県ボウリング場協会	一般社団法人沖縄県ゴルフ協会
沖縄県パチンコ・スロット協同組合	沖縄県酒造組合	沖縄県卸売酒販組合
沖縄県小売酒販組合	沖縄国税事務所	株式会社エフエム沖縄
(株)ラジオ沖縄	沖縄テレビ放送株式会社	NHK 沖縄放送局
琉球朝日放送株式会社	沖縄タイムス社	琉球放送株式会社
琉球新報社	沖縄セルラー電話株式会社	(株)NTT ドコモ九州支社沖縄支店
沖縄県書店商業組合	(一社)日本レジャーホテル協会 沖縄県支部	沖縄県出店業事業協同組合
沖縄県美容業生活衛生同業組合	一般社団法人沖縄県銀行協会	(一社)沖縄県経営者協会
(一社)沖縄産業開発青年協会	沖縄県理容生活衛生同業組合	沖縄県ホテル旅館生活衛生同業組合
沖縄県塗料商業会	一般社団法人沖縄県食品衛生協会	沖縄県社交飲食業生活衛生同業組合
(一社)日本アミューズメント産業協会沖縄県本部	株式会社セブンーイレブン・沖縄	沖縄県ボウリング連盟
沖縄県たばこ卸売事業協同組合	日本たばこ産業 株式会社 沖縄支社	

5 県民運動の具体的推進事項

(1) 運動の重点目標における季別の推進事項

重 点 目 標		主 な 実 践 活 動
春	(1) 自主・自律の心を育て、自らの将来について自己決定できる青少年を育成する。	○ 地域や家庭で青少年との対話を深めましょう。 ○ 良い本、良い映画、良い講演等に接する機会を作り、青少年の情操を深め、思いやりの心を育てましょう。 ○ 無職青少年の就学・就労を推進しましょう。 ○ 家庭の「決まり」を作り実行しましょう。 ○ 「家庭の日」(毎月第3日曜日)を実践しましょう。
	(2) ふるさとを誇りに思う郷土愛と国際的視野を持った青少年を育成する。	○ 郷土の歴史、わらべ歌、民話等の学習を行い、郷土文化の担い手を育てる地域活動を実践しましょう。 ○ 史跡、名所、自然観察めぐりを通じて青少年に豊かな体験をさせましょう。 ○ 緑や花いっぱい運動を展開し、公園や遊び場等をみんなできれいにしましょう。 ○ 青少年の国際交流事業に積極的に参加しましょう。
夏	(3) 健全な身体とたくましい精神力を持った青少年を育成する。	○ 青少年を体験交流事業に積極的に参加させましょう。 ○ 青少年のスポーツを支援し、心身共に健全な青少年を育成しましょう。
	(4) 青少年を水難事故から守る。	○ 水に関する事故の危険性や安全な利用方法について親子で話し合しましょう。 ○ 親子で遊泳する際は、子どもから目を離さないようにしましょう。 ○ 子どもだけの遊泳や、橋からの飛び込み等の危険な行為を見かけたら、注意や声掛けをしてやめさせましょう。
年末年始	(5) 新しい年を迎え、希望や目標の実現に向けて、生活設計を立てさせる。	○ 1年間の反省と新年の目標や人生について親子で話し合しましょう。 ○ 青少年が夢と希望を持ち、意欲を燃やすような職業、進路等について話し合しましょう。 ○ 心に残る読書をさせ生活設計に寄与させましょう。
年間	(6) 親子や地域社会との触れあいを通し、青少年の健全育成を図る。	○ 「家庭の日」に「ファミリー読書」を奨励し、親子や家族のふれあいの場を大切にするとともに、豊かな情操を育てきずなを深めましょう。 ○ 御万人すりていクリーン・グリーン・グレイシャス(CGG)運動の「クリーン活動」や「御万人のふれあい活動」に大人と子どもが参加し、地域の絆を深めましょう。

(2) 運動の重点目標における共通の推進事項

重 点 目 標	主 な 実 践 活 動
(1) 地域活動やボランティア活動に積極的に参加し、友愛と連帯の輪をひろげる青少年を育成する。	○ 地域での伝統行事や団体活動の企画、運営に青少年を積極的に参加させましょう。 ○ 青少年の野外活動、体育大会、音楽会等のグループ、サークル活動をみんなで推進し、青少年リーダーを育成しましょう。 ○ 青少年の連帯意識を高めボランティア活動を積極的にすすめましょう。 ○ 「オアシス運動」を推進しましょう(おはようございます、ありがとうございます、しつれいします、すみません)。 ○ 地域の人材の活用に努め、高齢者との交流を深めましょう。
(2) 青少年の深夜はいかいや不必要・不健全なアルバイトを防止する。	○ 子どもが外出する時には、行き先、目的、帰宅時間をはっきりさせましょう。 ○ 常に在宅を確認し、遅くなったら電話で確認しましょう。 ○ 夕食時までに家庭に帰り、家族と団らんを持ち、楽しい家庭づくりに努めま

	しょう。(毎月第3日曜日は「家庭の日」) ○ 深夜はいかいしている青少年には「愛の一声」をかけましょう。 ○ 「少年を守る日」(毎月第3金曜日)を実践し、青少年を深夜に外出させないようにしましょう。 ○ 不必要・不健全なアルバイトをやめさせましょう。 ○ 「G o家(ごーやー)運動」を実践し、子ども達を早目に帰宅させ、深夜はいかい防止に努めましょう。 ○ 深夜営業の店舗等の事業者等は、敷地内にいる青少年に対し、深夜前に帰宅するよう促しましょう。
(3) 青少年の飲酒・喫煙、万引き、薬物乱用等の問題行動を防止する。	○ 飲酒、喫煙及び万引きをしている青少年を見かけたら近隣や警察等と協力して注意しましょう。 ○ 青少年に酒・タバコを売らない・買いに行かせないようにしましょう。 ○ 盛り場、たまり場等の巡回活動を実践しましょう。 ○ 何事も、やってよいこと悪いことのけじめをつけさせましょう。 ○ 子どもの持ち物、態度、行動、友達関係等に注意しましょう。 ○ 私達の身近な地域社会から薬物乱用を許さない社会環境づくりを推進しましょう。
(4) 青少年の交通事故や暴走行為を防止する。	○ 街頭における交通安全指導を強化しましょう。 ○ 青少年の飲酒、無免許、速度超過運転を防止しましょう。 ○ 青少年の深夜の運転をやめさせ、暴走行為等無謀運転を排除し、また、暴走行為を見に行かせないようにしましょう。 ○ 後部座席を含むシートベルト、ヘルメットの正しい着用を徹底させましょう。 ○ 青少年の交通安全教室等を実施し、正しい交通ルールの向上に努めましょう。 ○ 青少年に交通安全を呼び掛ける「愛の一声運動」を実践しましょう。 ○ 自転車の乗車中のヘルメット着用と安全利用を推進しましょう。
(5) 青少年を犯罪や暴力団から守る活動を推進する。	○ 青少年の加入等を防止するため街頭補導活動を強化しましょう。 ○ 青少年の補導活動、相談活動を推進し、暴力団交友少年の発見に努めましょう。 ○ 学校の周辺や通学路、見通しの悪い公園などにおいて、パトロール活動を強化しましょう。
(6) 有害図書、刃物などの有害器具類、有害映画等、青少年に有害な環境を浄化する。	○ 有害図書、有害ビデオ等は、青少年に対し、販売、配布、交換、貸与・閲覧させないようにしましょう。 ○ 有害図書、有害ビデオ、刃物などの有害器具類等の自主規制を要請しましょう。 ○ 刃物などの有害器具類等は、青少年に販売等をしないようにしましょう。 ○ 興行場、遊戯場、カラオケボックス、ゲームセンター、インターネットカフェ、漫画喫茶等への立入指導を実施しましょう。 ○ 自動販売機・貸出機(酒、たばこ、有害図書、有害ビデオ等)設置者に対する自主規制を要請しましょう。 ○ 地域の環境点検、調査指導を実施し、地域環境の浄化に努めましょう。
(7) 社会で許されない行為は子どもでも許されないとの観点に立って「いじめ」や「暴力行為」、「虐待」を防止する。	○ 家庭において命の大切さや善悪の判断、規則正しい生活、礼儀作法等基本的な生活習慣をしっかりと身につけさせるようにしましょう。 ○ 学校は、一人一人の児童生徒の内面理解を図るため、教育相談活動の充実に努めるようにしましょう。 ○ 社会全体が、いじめや暴力行為、虐待は絶対に許さないとの観点に立って毅然とした態度で臨むようにしましょう。 ○ 学校や地域社会で、いじめや暴力行為等の問題を児童生徒に自らの力で解決するためのフォーラムを実施するようにしましょう。 ○ 学校における「人権の日」を活用し、人権意識の高揚に努めましょう。

	○ 毎月第3土曜日の「おきなわ地域教育の日」を活用し、地域の子は地域で守り育てる気運の醸成を図りましょう。
(8) 携帯電話等のインターネットの適切な利用の普及に努め、有害情報やSNS等による性被害から青少年を守る。	○ 出会い系サイト規制法・青少年インターネット環境整備法等の周知を図るため、広報啓発活動を推進しましょう。 ○ SNS等による青少年の被害実態を的確に把握し、相談活動を推進しましょう。 ○ パソコンや携帯電話等の機器では、フィルタリングを利用するなどして、SNS等に絡む性被害などを防止しましょう。 ○ 生活の乱れから性被害につながるケースが多いことから、青少年に対し注意喚起を促しましょう。
(9) 「大人が変われば、子どもも変わる運動」を推進する。	○ 「まず、大人自身が変わる」啓発活動の推進 青少年の心を育てるには、すべての大人が、まず、自分から変わらなければと気づき、行動しましょう。 ○ 「地域のおじさん、おばさん運動」の推進 “地域の子は地域で守り育てる”という気持ちで子どもたちを温かく見守り、支援する活動をしましょう。 ○ 「モラルの向上をめざした取組」の推進 関係団体による懇談会や研究会などを開催し、モラルのあり方や内容及びその普及方法を研究検討し、成果をモラルの向上普及のための運動として展開しましょう。
(10) 安全で安心して暮らせる社会の実現を目指す「ちゅうらさん運動」を推進する。	○ 地域防犯リーダーを育成しましょう。 ○ 子ども達が安全・安心して暮らせる地域社会を実現するため、通学路や公共施設の防犯・安全点検を実施しましょう。 ○ 通学路の暗がり無くし、防犯灯の設置促進を図りましょう。 ○ 子ども達の危機回避能力を高めるため、地域安全マップの作製を推進しましょう。 ○ 他機関・団体が取り組む子ども達の安全対策等と連携した取り組みを推進しましょう。
(11) 万引き防止の広報啓発活動を強化し、青少年の規範意識の向上を図る。	○ 万引き防止の広報啓発活動を強化して、少年の規範意識の向上を図りましょう。

6 関係機関・団体の役割

実施区分	主な役割	実施団体・協力機関 団体名	期間中の主な実践事項等
知事部局	○ 青少年関係部局との連絡調整 ○ 市町村関係機関団体等への協力依頼 ○ 本運動実施要綱作成配布 ○ 広報啓発活動の強化	こども若者政策課 薬務生活衛生課 生活安全安心課	1 春 ○ 春の全国交通安全運動 (4/6~4/15) 2 春、夏 ○ 児童福祉週間 ○ 民生委員児童委員活動 ○ 不正大麻・けし撲滅運動 ○ ダメ。ゼッタイ。普及運動 3 夏 ○ 青少年の非行防止県民一斉行動 ○ 少年の薬物乱用防止広報活動 ○ 夏の交通安全県民運動 (7/11~7/20) ○ 公共施設の防犯・安全点検 4 年末・年始 ○ 「成人の日」知事メッセージ ○ 社会環境実態調査 ○ 年末・年始の交通安全県民運動 (12/21~1/4) 5 共通 ○ 青少年保護育成審議会開催 ○ 有害図書等指導取締り(指定後) ○ 有害環境の立入調査 ○ 関係業界との意見交換会 ○ マスコミ等による広報啓発活動 ○ 電光広報塔などによる広報 ○ ちゅらさん運動の推進 ○ G o 家運動の推進 6 追加 ○ 秋の全国交通安全運動 (9/21~9/30) ○ 麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動 (10/1~11/30)
県教育委員会	○ 小・中・高等学校、特別支援学校、市町村教育委員会並びに青少年団体との連携による本運動の推進	県立学校教育課 義務教育課 保健体育課 生涯学習振興課	1 春、夏 ○ 集団宿泊学習 ○ 教育相談活動 ○ 中高生のフォーラム 2 夏、秋 ○ 教育相談活動 ○ 青少年の家利用団体指導者研修 ○ 青少年の体験活動推進 ○ 「地域の子は地域で守り育てる」共同アピール ○ 地区別学校保健教育(性・エイズ・薬物乱用防止・がん)研修会 ○ 全県高等学校生徒代表者会議 ○ 高校生の交通問題を自ら考える実践交流会 3 年末・年始 ○ 教育相談活動 ○ 年末・年始の生徒指導 4 共通

			○ 子どもの居場所づくり推進事業 ○ ちゅらさん運動の推進 ○ 御万人すりていクリーン・グリーン・グレイシャス(CGG)運動 ○ 地域安全マップの作製 ○ 「おきなわ地域教育の日」の広報・啓発
県警察	○ 警察署、防犯協会、交通安全協会、少年補導員会連絡協議会など、関係機関・団体等を通じて運動を推進する。	生活安全企画課 少年課 地域課 組織犯罪対策課 交通安全企画課 交通規制課 交通指導課	1 春 ○ 春の全国交通安全運動 (4/6~4/15) ○ ゴールデンウィークにおける各種事件・事故防止運動 2 春、夏 ○ 少年非行防止・保護総合対策の推進 3 夏 ○ 夏の交通安全県民運動 (7/11~7/20) ○ 水難事故防止運動 (7/1~10/31) ○ 少年の薬物乱用防止広報活動 4 年末・年始 ○ 年末・年始の交通安全県民運動 (12/21~1/4) ○ 年末年始総合警戒 5 共通 ○ ちゅらさん運動の推進 ○ 少年の福祉を害する犯罪の取締り 6 追加 ○ 秋の全国交通安全運動 (9/21~9/30) ○ 全国地域安全運動の推進 (10/11~10/20) ○ 暴走行為を「しない」「させない」「見に行かない」運動の推進
(公社)沖縄県青少年育成県民会議	○ 関係団体等への広報啓蒙等を行うとともに、相互の密接な連携をはかり本運動を推進する。 ○ 各市町村の青少年育成運動推進指導員の活動強化を図る。	県青少年育成県民会議	1 夏 ○ 「少年の主張大会」 ○ 「地域の子は地域で守り育てる」共同アピール ○ 沖縄県青少年フレンドシップイン九州 2 共通 ○ 青少年育成県民運動の推進 ○ 青少年健全育成広報活動 ○ 「少年を守る日」・「家庭の日」の広報啓発活動 ○ 青少年の環境浄化活動 ○ 「大人が変われば、子どもも変わる運動」の推進 ○ ちゅらさん運動の推進 ○ 高校生・大学生ボランティアの養成(ユースワーカーの養成) ○ 子ども・若者支援(居場所)の推進 3 年末・年始 ○ 沖縄県青少年フレンドシップイン兵庫
市町村	○ 市町村青少年健全育成協議会、市町村会議等を中心に地域住民に密	各市町村市町村青少年健全育成協議会青少年育成市町村民会議	1 年末・年始 ○ タコあげ大会 ○ 成人の日関連行事

	- 着した運動を展開する。 ○ 街頭活動等による広報、啓蒙活動を実施する。 ○ 地域の環境点検、調査指導の実施	関 係 団 体 等	○ 書き初め大会 ○ 社会環境実態調査 2 共通 ○ 有害環境の浄化活動 ○ 青少年育成活動 ○ 子ども会発表会 ○ スポーツ大会 ○ 講演会 ○ 親子キャンプ ○ シンポジウム ○ 住民大会 ○ 夜間街頭指導 ○ 広報車による街頭広報 ○ 広報、啓発資料の作成配布
青少年センター	○ 少年指導員(補導員)による街頭活動の強化 ○ 地域の環境点検、調査指導の実施 ○ 青少年相談活動の推進	那 覇 市 教 育 相 談 課 沖 縄 市 教 育 支 援 セ ン タ ー 浦 添 市 こ ど も 青 少 年 課 う る ま 市 教 育 支 援 セ ン タ ー 読 谷 村 青 少 年 セ ン タ ー 嘉 手 納 町 青 少 年 セ ン タ ー 石 垣 市 青 少 年 セ ン タ ー 糸 満 市 青 少 年 セ ン タ ー 宜 野 湾 市 は ご ろ も 学 習 セ ン タ ー 北 谷 町 青 少 年 支 援 セ ン タ ー	1 年末・年始 ○ 一斉街頭指導 ○ チラシ配布 2 共通 ○ 夜間街頭指導 ○ 住民大会 ○ 有害環境の立入調査指導 ○ 広報車による街頭広報 ○ 関係機関・団体代表者等との意見交換会 ○ 広報、啓発資料の作成配布
勤労青少年ホーム	○ 勤労青少年相談活動の推進 ○ 余暇の有効活用の指導	宮古島市勤労青少年ホーム	1 春・夏 ○ 勤労青少年講座の開講 2 年末・年始 ○ クリスマスパティー
関係団体	○ 本運動の実効を期するため関係団体相互の連携をはかり本運動を推進する。	沖 縄 県 P T A 連 合 会 沖 縄 県 高 等 学 校 P T A 連 合 会 沖 縄 県 青 年 団 協 議 会 沖 縄 県 子 ど も 会 育 成 連 絡 協 議 会 沖 縄 県 民 生 委 員 児 童 委 員 協 議 会 沖 縄 県 公 民 館 連 絡 協 議 会 沖 縄 県 老 人 ク ラ ブ 連 合 会 県 地 域 活 動 連 絡 協 議 会 そ の 他 関 係 団 体	1 春 ○ 子どもまつり 2 春・夏 ○ 交通安全指導 ○ 夜間街頭指導 ○ 単位PTA総会 3 年末・年始 ○ 餅つき大会 ○ 夜間巡回指導 ○ 新春マラソン大会 ○ 子ども会交歓の集い ○ タコあげ大会
報道関係	○ 新聞、テレビ、ラジオ等を通じ県民の理解を深め県民総ぐるみで本運動が推進されるよう努める。	N H K 沖 縄 放 送 局 沖 縄 テ レ ビ 琉 球 放 送 琉 球 朝 日 放 送 ラ ジ オ 沖 縄 エ フ エ ム 沖 縄 沖 縄 タ イ ム 琉 球 新 報	

7 取り組みの事例

主 体	事 例
家 庭	(1) 家庭融和に努め、家族だんらんの機会を多くし、その日の出来事の話し合いなど、なごやかな雰囲気づくりに努める。 (2) アルバイトについては、目的や内容を、親子でよく話し合う。 (3) 親は子どもを放任したり、あまえさせないようきちんとしつけ、他人を思いやり忍耐強い子に育てるようにする。 (4) 子どもの成長に応じた家庭内の役割分担を決めて実行させ、家族の一員としての自覚と連帯感を高める。 (5) 親と子で、多くの良書、よい映画、講演等につれる機会をつくり、情操の涵養に努める。 (6) スポーツや家庭学習をする時間を作り、余暇を有意義に過ごさせるよう指導する。 (7) 外出の際は行き先、目的、帰宅時間等をはっきりさせる習慣を身につけさせるようにし、特に夜間の外出は制限するとともに、子どもの在宅の有無を確認する。 (8) シンデレラタイムを守り家族の生活リズムを確立する。 (9) 「早寝・早起き・朝ご飯運動」及び「食べて動いてよく寝よう」の推進を図る。 (10) 子どもの友人関係に気をくばり、電話番号などを確かめておき、時には親同士が連絡を取り合うようにする。 (11) 小づかい銭や必要でないと思われるものの要求に対しては、しっかりとした態度であたるようにする。 (12) 親は常に子ども部屋に目を向け、非行のたまり場にならないように注意する。 (13) 子どもの問題で思い悩む場合は、早めに学校、県立総合教育センター、市町村教育委員会、児童相談所、福祉保健所、青少年センター、警察などの電話相談コーナーを利用し、適切な指導や助言をうけるようにする。 (14) 地域における行事や、子ども会活動等に積極的に参加させるようにする。 (15) 子どもの生活状況については、常に行き届いた指導と管理を徹底し非行の防止に努める。 (16) お年寄りを敬い、いたわる心を育てる。 (17) 交通ルールと正しい交通マナーについて話し合い、交通安全意識の高揚に努める。 (18) 暴走行為をしない、させない、見に行かせない。 (19) 青少年に酒・タバコを買いに行かせないようにする。 (20) 自然体験活動や、ボランティア活動・奉仕活動などの体験活動をできるだけ経験させて豊かな心を育てる。 (21) キャンプ・合宿などを実施する場合には、責任者の指導の下おこなう。 (22) 自宅の周辺で暗くて危険な場所はないか点検し、改善に努める。 (23) 万引き防止の広報啓発活動を強化し、青少年の規範意識の向上を図る。 (24) 家族で会話の時間を、1日30分以上は持つようにする。 (25) 地域や学校で実施されるＣＧＧ運動の「クリーン活動」や「御万人のふれあい活動」に家族で参加し、親子のきずなを深めましょう。 (26) 各家族で「家庭の日」にノーテレビ、ノーゲームで「ファミリー読書」の実施を奨励し、親子や家族のふれいあいを通して、豊かな情操を育て、きずなを深める。

職 場	(1) 青少年に職場の同僚が温かい激励や助言をする。 (2) 上司や同僚は、青少年が働く希望、意欲がわくような職場環境をつくるように努める。 (3) 青少年のいろいろな悩みや不安の相談相手になり、明るい人間関係を築くようにする。 (4) 職場のよい習慣を身につけ、立派な職業人になれるよう積極的に指導する。 (5) 青少年に研修の機会を与え、職場内でスポーツ・文化サークル活動等を積極的に推奨し、仲間づくりをすすめる。 (6) 勤労青少年の離職を未然に防止し、良き職業人として自立できるようにする。 (7) 職場体験学習を積極的に受け入れて、青少年の職業意識が高まるようサポートする。 (8) 職場の周辺で暗くて危険な場所はないか点検し、改善に努める。 (9) 万引き防止の広報啓発活動を強化し、青少年の規範意識の向上を図る。 (10) 関係機関と連携して若年運転者の交通安全教育を推進する。
地 域	(1) 「おはよう」「こんにちは」など、普段から青少年とあいさつを交わすようにする。 (2) 他人の子どもでも「よいこと」は積極的にほめ、「よくないこと」はきちんと指導し、地域ぐるみで青少年を育てていくようにする。 (3) 児童生徒、有職者、無職少年に対し、グループ活動、ボランティア活動等をすすめる。 (4) 怠学、飲酒、喫煙、万引き等の青少年を見かけたら、警察等と協力して注意するようにする。 (5) 青少年に酒・タバコは売らないようにする。 (6) 地域の行事に積極的に参加させる。 (7) 地域ぐるみで青少年の深夜はいかいを防止する。 (8) 不必要・不健全なアルバイトをさせない。 (9) 地域の環境点検、調査を実施し、環境の浄化に努める。 (10) 街頭における交通安全指導を実施する。 (11) 多くの地域住民が協力し、青少年の体験活動を推進する。 (12) キャンプ・合宿などを実施する場合には、責任者の指導の下におこなう。 (13) 地域で暗くて危険な場所はないか点検し、改善に努める。 (14) 万引き防止の広報啓発活動を強化し、青少年の規範意識の向上を図る。 (15) 地域や学校でＣＧＧ運動の「クリーン活動」や「御万人のふれあい活動」を実施し、「地域の子は地域で守り育てる」気運の醸成を図る。 (16) 毎月第３土曜日の「おきなわ地域教育の日」を活用して、１年を通して「地域の子は地域で守り育てる」気運の醸成を図る。
学 校	(1) 児童生徒に一人一人が自己存在感を感じる魅力ある学校づくりを一層推進する。 (2) 教育相談の充実、向上を図り、的確な児童生徒理解のもとに、児童生徒一人一人の個性を生かした学校生活の実現に努める。 (3) 問題行動等配慮を要する児童生徒については、家庭、地域社会、関係機関・団体等との情報連携、行動連携による指導、支援（相談活動等）の充実を努める。 (4) 生徒指導のあり方、方法についての十分な共通理解を図り、それに基づいて全職員が一致協力して生徒指導に当たるように努める。 (5) 進路について、県内外を含めて積極的に考えさせ早期決定に努める。 (6) 職場体験学習を充実する。 (7) 深夜はいかいを防止する。 (8) アルバイトは「原則禁止」の方針を踏まえ、個別指導を行う。

	(9) 地域の行事や活動に積極的に参加するよう教師の理解を図り、生徒の指導を行う。 (10) 運転免許を保有する生徒に対し、実技指導を含む個別指導を強化する。 (11) 警察などの関係機関と連携し、二輪車及び自転車の安全利用教室を開催するなどして正しい乗り方を指導し、事故防止に努める。 (12) 暴走行為をしない、させない、見に行かせない指導を行う。 (13) 幼小中高校の一貫した交通安全教育の充実を図る。 (14) 警察、学校薬剤師など関係機関と連携し薬物乱用防止教室の開催を推進する。 (15) 人間尊重、生命尊重、男女平等等の精神に基づき、性（エイズ）教育をすすめ、人間の生き方、在り方についての指導の充実を図る。 (16) 人権意識の高揚を図るため、人権教育の充実強化に努める。 (17) 学校と地域住民が連携・協力し、青少年の様々な体験活動を推進する。 (18) 学校及び学校周辺で暗くて危険な場所はないか点検し、改善に努める。 (19) 気になる児童生徒の所在確認の徹底を図る。 (20) 地域や家族でＣＧＧ運動の「クリーン活動」や「御万人のふれあい活動」を実施し、「地域の子は地域で守り育てる」気運の醸成を図る。 ※ 年末・年始 (1) 冬休み中の生活計画をつくり、規則正しい生活を送れるように事前指導する。 (2) 児童生徒・教師の好ましい人間関係を深める行事を計画し実行する。 (3) スポーツ活動や地域行事等への参加を奨励し、心身の健康増進に努める。 (4) 家庭や関係機関・団体と緊密な連絡をとり、子供の動きや状況が把握できるようにする。 (5) 交通事故防止等については、子どもの発達段階や学校の実態、地域の実情に応じた適切な指導をする。 (6) 年末・年始は、クラス会、同窓会などの機会が多いので、児童生徒の深夜外出について、事前指導を実施する。 (7) 万引き防止の広報啓発活動を強化し、青少年の規範意識の向上を図る。
--	---

【資料編】

- 1 電話相談コーナー 12
- 2 市町村青少年関係行政主管課一覧 16
- 3 少年非行等の概況（県警察本部生活安全企画課資料）
..... 17
- 4 沖縄県青少年保護育成条例概要 19

1 電 話 相 談 コ ー ナ ー

- ◎ どうしよう ・いじめのこと
- ◎ こまった ・友達のこと
- ◎ わからない ・家庭のこと
- ・しつけのこと
- ・その他のいろいろ…

一ひとりで悩まず相談をー

青春時代の悩みや困りごとをあなたと相談員の心のかよう話し合いで解消しようとするものです。
少年たちから、家庭から、職場から気軽に電話で御相談ください。
専門の相談委員が相談に応じます。

☆那覇地方法務局(法務省)

相 談 機 関 名	電 話 番 号	受 付 時 間
子どもの人権 110 番	フリーダイヤル 0120(007)100	月～金 8:30～17:15 土・日・祝日 休み

☆交通事故相談所

相 談 機 関 名	電 話 番 号	受 付 時 間	所 在 地
沖縄県交通事故相談所	098(866)2185	月～金 8:30～17:15 土・日・祝祭日・年末年始 休み	〒900-0029 那覇市旭町 116-37 南部合同庁舎 5 階

☆厚生労働省九州厚生局沖縄麻薬取締支所

相 談 機 関 名	電 話 番 号	受 付 時 間	所 在 地
麻薬・覚醒剤相談電話	098(854)0999	月～金 9:00～17:00 土・日・祝祭日・時間外は 留守番電話で対応	〒900-0022 那覇市樋川 1-15-15

☆沖縄県警察本部

相 談 機 関 名	電 話 番 号	受 付 時 間	所 在 地
警察安全相談室	098(863)9110	月～金 9:30～18:00 電話相談は年中無休 24 時間対応	〒900-0021 那覇市泉崎 1-2-2
ヤングテレホン (少年サポートセンター内)	フリーダイヤル 0120(276)556	月～金 8:30～17:15 土・日・祝祭日・年末年始・ 時間外は、留守番電話もしくは 総合当直の電話で対応	〒900-0029 那覇市旭町 116-37

☆沖縄県教育庁義務教育課

相 談 機 関 名	電 話 番 号	受 付 時 間	所 在 地
24 時間子供 SOS ダイアル (県教育庁が運営)	0120(0)78310 (全国共通ダイヤル)	24 時間対応・年中無休	〒900-0021 那覇市寄宮 1-2-16

☆沖縄県立総合教育センター

相 談 機 関 名	電 話 番 号	受 付 時 間	所 在 地
教育相談研究室 専用ダイヤル	098(933)7537	火・水・金の 9:30～11:30 月～木の 13:30～16:30 土日・祝祭日・年末年始 休み	〒904-2174 沖縄市字与儀 3-11-1

☆市町村教育委員会

各市町村教育委員会でも教育相談業務を行っていますので御利用ください。

☆県児童相談所

相 談 機 関 名	電 話 番 号	受 付 時 間	所 在 地
中央児童相談所 「おきなわ子ども虐待 ホットライン」	098(886)2900	月～金 17:30～翌日 8:30 土・日・祝祭日 24 時間受付	〒903-0804 那覇市首里石嶺町 4-404-2
コザ児童相談所	098(937)0859	月～金 8:30～17:15 土・日・祝祭日・年末年始 休み	〒904-2143 沖縄市知花 6 丁目 34 番 6 号

☆職業安定所

相 談 機 関 名	電 話 番 号	受 付 時 間	所 在 地
那覇公共職業安定所 (ハローワーク那覇)	098(866)8609	月～金 8:30～17:15 土・日・祝祭日・年末年始 休み	〒900-8601 那覇市おもろまち 1-3-25
沖縄公共職業安定所 (ハローワーク沖縄)	098(939)3200		〒904-0003 沖縄市住吉 1-23-1
名護公共職業安定所 (ハローワーク名護)	0980(52)2810		〒905-0021 名護市東江 4-3-12
宮古公共職業安定所 (ハローワーク宮古)	0980(72)3329		〒906-0013 宮古島市平良字下里 1020
八重山公共職業安定所 (ハローワーク八重山)	0980(82)2327		〒907-0004 石垣市登野城 55-4

☆総合精神保健センター

相 談 機 関 名	電 話 番 号	受 付 時 間	所 在 地
沖縄県立 総合精神保健福祉センター (こころの電話)	098(888)1450	月・水・木・金 (火・祝日・年末年始・慰霊の日除く) 9:00～11:30 13:00～16:30	〒901-1104 南風原町字宮平 212-3

☆各福祉事務所(家庭児童相談)

相 談 機 関 名	電 話 番 号	受 付 時 間	所 在 地
北部福祉事務所	0980(52)0051	月～金 9:00～17:00 土・日・祝祭日・年末年始 休み	〒905-0017 名護市大中 2-13-1
中部福祉事務所	098(989)6603	〃	〒904-2155 沖縄市字美原 1-6-28
南部福祉事務所	098(889)6364	〃	〒901-1104 南風原町字宮平 212
宮古福祉事務所	0980(72)3771	〃	〒906-0007 宮古島市平良字 西里 1125
八重山福祉保健所	0980(82)2330	〃	〒907-0002 石垣市字真栄里 438-1

☆各保健所(大麻・覚醒剤等相談窓口)

相 談 機 関 名	電 話 番 号	受 付 時 間	所 在 地
北部保健所	0980(52)2636	月～金 9:00～17:00 土・日・祝祭日・年末年始 休み	〒905-0017 名護市大中 2-13-1
中部保健所	098(938)9787	〃	〒904-2155 沖縄市字美原 1-6-28
南部保健所	098(889)6799	〃	〒901-1104 南風原町字宮平 212
宮古保健所	0980(72)3501	〃	〒906-0007 宮古島市平良字 東仲宗根 476
八重山保健所	0980(82)3243	〃	〒907-0002 石垣市字真栄里 438
薬務生活衛生課 薬務班(県庁)	098(866)2055	〃	〒900-8570 那覇市泉崎 1-2-2
那覇市保健所 生活衛生課 (覚醒剤等相談)	098(853)7963	〃	〒902-0076 那覇市与儀 1-3-21

☆各福祉事務所

相 談 機 関 名	電 話 番 号	受 付 時 間	所 在 地
那覇市福祉事務所	098(862)0515	月～金 9:00～11:30、13:00～16:30 土・日・祝日・年末年始 休み	〒900-8585 那覇市泉崎 1-1-1
糸満市福祉事務所	098(840)8130	月～金 8:30～17:00 土・日・祝祭日・年末年始 休み	〒901-0392 糸満市潮崎町 1-1
浦添市福祉事務所	098(876)1266	月～金 8:30～17:15 土・日・祝祭日・年末年始 休み	〒901-2501 浦添市安波茶 1-1-1
宜野湾市福祉事務所	098(893)4411	月～金 8:30～17:15 土・日・祝祭日・年末年始 休み	〒901-2710 宜野湾市野嵩 1-1-1
沖縄市福祉事務所	098(939)1212	月～金 8:30～17:15 土・日・祝祭日・年末年始 休み	〒904-8501 沖縄市字仲宗根町 26-1
うるま市福祉事務所	098(974)3111	月～金 8:30～17:00 土・日・祝祭日・年末年始 休み	〒904-2292 うるま市みどり町 1-1-1
名護市福祉事務所	0980(53)1212	月～金 8:30～17:15 土・日・祝祭日・年末年始 休み	〒905-8540 名護市港 1-1-1
豊見城市福祉事務所	098(850)0141	月～金 8:30～17:15 土・日・祝祭日・年末年始 休み	〒901-0292 豊見城市字宜保 1-1-1
南城市福祉事務所	098(917)5334	月～金 8:30～17:15 土・日・祝祭日・年末年始 休み	〒901-1495 南城市佐敷新里 1870 番地
宮古島市福祉事務所	0980(73)1962	月～金 8:30～17:00 土・日・祝祭日・年末年始 休み	〒906-8501 宮古島市平良字西里 1140 番地
石垣市福祉事務	0980(82)5045	月～金 8:30～17:00 土・日・祝祭日・年末年始 休み	〒907-8501 石垣市美崎町 14

☆(公社)沖縄県青少年育成県民会議

相 談 機 関 名	電 話 番 号	受 付 時 間	所 在 地
(公社)沖縄県 青少年育成県民会議	098(861)3463	月～金 9:00～17:00	〒900-0036 那覇市西 3-11-1 (4F)

☆青少年センター

相 談 機 関 名	電 話 番 号	受 付 時 間	所 在 地
那覇市教育相談課	098(917)3508 098(941)7868 FAX(941)7869	月～金 9:00～12:00 13:00～17:00 土・日・祝祭日・年末年始 休み	〒900-0032 那覇市松山 2-22-1 (那覇市津波避難ビル 2F)
青少年ダイヤル「なは」	098(941)7867		
沖縄市教育支援センター 電話相談窓口	098(931)0013 FAX(933)1350	月～金 9:00～12:00 13:00～16:30 土・日・祝祭日・年末年始 休み	〒904-0031 沖縄市字上地 3-4-5
若者相談窓口	098(933)8636		
浦添市こども青少年課 教育相談室「くくむい」	098(876)1296 FAX(874)4877	月～金 9:00～17:00 土・日・祝祭日・年末年始 休み	〒901-2103 浦添市仲間 1-1-2
嘉手納町青少年センター	098(957)1717 (代) FAX //	月～金 9:00～16:00 土・日・祝祭日・年末年始 休み	〒904-0204 嘉手納町字水釜 329 番地 5
読谷村青少年センター	098(982)9232 (代) FAX(982)9229	月～金 9:00～12:00 14:00～17:00 土・日・祝祭日・年末年始 休み	〒904-0301 読谷村字座喜味 2901

石垣市青少年センター	0980(82)1116 FAX(87)5775	月～金 8:30～17:15 土・日・祝祭日・年末年始 休み	〒907-0024 石垣市字新川 2357-1
子ども若者総合相談窓口	0980(82)1030		
糸満市青少年センター	098(995)1957 FAX(995)1938	火・木・土 10:00～17:00 月・日・祝祭日・年末年始 休み	〒901-0361 糸満市字糸満 1410-10
宜野湾市はごろも 学習センター(支援係)	098(892)4732 (代) FAX(893)8859	月～金 9:00～12:00 13:00～17:00 土・日・祝祭日・年末年始 休み	〒901-2205 宜野湾市赤道 1-5-17
北谷町青少年支援センター	098(936)3424 (代) FAX(936)3474	月～金 9:00～17:00 土・日・祝祭日・年末年始 休み	〒904-0103 北谷町字桑江 467-1

☆子ども・若者総合相談センター

相 談 機 関 名	電 話 番 号	受 付 時 間	所 在 地
子ども若者みらい相談プラザ sorae なは	098(943)5335	火～土 10:00～18:00 日・月・祝日・年末年始 休み	〒903-0804 沖縄県那覇市首里石嶺町 4-373-1 沖縄県総合福祉センター西棟 3 階
子ども若者みらい相談プラザ sorae なご	0980(43)8300	月、水、金 10:00～17:00 土・日・祝日・年末年始 休み	〒905-0013 沖縄県名護市城 2-12-3 渡具知ビル 102 号 (地域若者サポートステーションなご内)

2 市町村青少年関係行政主管課一覧

区 分	市町村名	課 名	電話番号	F A X 番号
市 部	那 覇 市	生涯学習課 青少年育成室	098-917-3509	098-917-3521
	宜野湾市	はごろも学習センター	098-892-4732	098-893-8859
	石 垣 市	いきいき学び課	0980-82-1116	0980-82-1116
	浦 添 市	こども青少年課	098-876-1296	098-874-4877
	名 護 市	地域力推進課	0980-53-5429	0980-53-5440
	糸 満 市	学校教育課	098-840-8165	098-840-8161
	沖 縄 市	教育支援センター	098-930-1336	098-933-1350
	豊見城市	生涯学習振興課	098-850-3280	098-850-2374
	うるま市	生涯学習文化振興センター	098-923-1571	098-923-1572
	宮古島市	生涯学習振興課	0980-72-3764	0980-73-1976
	南 城 市	生涯学習課	098-917-5369	098-917-5436
国 頭 郡	国 頭 村	教育課	0980-41-2255	0980-41-3168
	大宜味村	教育課	0980-44-3006	0980-44-3020
	東 村	教育委員会	0980-43-2130	0980-43-2017
	今帰仁村	社会教育課	0980-56-2645	0980-56-5274
	本 部 町	教育委員会	0980-47-2206	0980-47-6005
	恩 納 村	社会教育課	098-966-1210	098-966-8478
	宜野座村	教育課	098-968-8647	098-968-5030
	金 武 町	社会教育課	098-968-8996	098-968-4963
	伊 江 村	生涯学習課	0980-49-2334	0980-49-2503
中 頭 郡	読 谷 村	生涯学習課	098-982-9231	098-982-9229
	嘉手納町	社会教育課	098-956-1111	098-956-9240
	北 谷 町	社会教育課	098-982-7707	098-936-3491
	北中城村	生涯学習課	098-935-2250	098-935-5144
	中 城 村	生涯学習課	098-895-1258	098-895-6353
	西 原 町	生涯学習課	098-945-5036	098-911-7203
島 尻 郡	与那原町	生涯学習振興課	098-871-9981	098-944-3365
	南風原町	生涯学習文化課	098-889-0568	098-888-3265
	渡嘉敷村	教育課	098-987-2120	098-987-2783
	座間味村	教育委員会	098-987-2153	098-987-2252
	栗 国 村	教育委員会	098-988-2449	098-988-2351
	渡名喜村	教育委員会	098-989-2015	098-989-2313
	南大東村	総務課	0980-22-2001	0980-22-2669
	北大東村	福祉衛生課	0980-23-4055	0980-23-4406
	伊平屋村	教育委員会	0980-46-2003	0980-46-2832
	伊是名村	教育振興課	0980-45-2318	0980-45-2144
	久米島町	教育委員会	098-985-2287	098-996-2254
	八重瀬町	社会教育課	098-998-8383	098-998-4254
宮 古 郡	多良間村	教育委員会	0980-79-2674	0980-79-2120
八 重 山 郡	竹 富 町	社会文化課	0980-87-6257	0980-82-0643
	与那国町	教育課	0980-87-2002	0980-87-2074

3 少 年 非 行 等 の 概 況 （令和 7 年中）

○非行少年等の検挙・補導状況(前年対比)

区 分		令和7年	令和6年	増減数	増減率	
総 数		5,584	5,057	527	10.4%	
うち 女 子		1,194	1,024	170	16.6%	
非 行 少 年 等	刑 法 犯	刑法犯少年総数	832	744	88	11.8%
		うち女子	152	99	53	53.5%
		犯 罪 少 年	471	454	17	3.7%
		うち女子	61	55	6	10.9%
	触 法 少 年	361	290	71	24.5%	
		うち女子	91	44	47	106.8%
		特別法犯少年総数	104	101	3	3.0%
			うち女子	6	6	0
	犯 罪 少 年		82	93	-11	-11.8%
	うち女子		1	5	-4	-80.0%
	触 法 少 年	22	8	14	175.0%	
		うち女子	5	1	4	400.0%
ぐ 犯 少 年		6	2	4	200.0%	
うち女子		3	1	2	200.0%	
不良行為少年		4,642	4,210	432	10.3%	
うち女子		1,033	918	115	12.5%	

○刑法犯少年検挙補導人員(学職別割合)

沖 縄	総数	小学生等 (未就学児含む)	中学生	高校生	大学生	その他学生	有職少年	無職少年
刑法犯少年検挙・補導人員	832	129	451	134	1	6	73	38
凶 悪 犯	10		3	3		1	2	1
粗 暴 犯	121	7	71	16			19	8
窃 盗 犯	568	98	316	85		4	39	26
知 能 犯	8	2	4	2			0	0
風 俗 犯	19	3	6	9	1		0	0
そ の 他 の 刑 法 犯	106	19	51	19		1	13	3
総数に占める割合(R7)		15.5%	54.2%	16.1%	0.1%	0.7%	8.8%	4.6%
占める割合(全国)		13.6%	29.1%	31.1%	3.5%	1.9%	13.2%	7.6%

○刑法犯少年検挙補導人員(罪種別割合・前年対比)

沖 縄	総 数	凶悪犯	粗暴犯	窃盗犯	知能犯	風俗犯	その他の刑法犯
令 和 7 年	832	10	121	568	8	19	106
令 和 6 年	744	6	87	479	17	10	145
増 減 数	88	4	34	89	-9	9	-39
増 減 率	11.8	66.7	39.1	18.6	-52.9	90.0	-26.9
総数に占める割合 (R7)	-	1.2%	14.5%	68.3%	1.0%	2.3%	12.7%

○特別法犯検挙補導状況(法令別・前年対比)

合計	令和 7 年	構成比	令和 6 年	構成比	増減数	増減率
	104	—	101	—	3	3.0%
沖縄県青少年保護育成		0.0%	12	11.9%	-12	-100.0%
児童買春、児童ポルノ禁	14	13.2%	7	6.9%	7	100.0%
二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ 禁止ニ関スル法律	1	0.9%		0.0%	1	—
二十歳未満ノ者ノ喫煙ノ 禁止ニ関スル法律		0.0%		0.0%	0	—
風営適正化法		0.0%	2	2.0%	-2	-100.0%
覚醒剤取締法	5	4.7%	2	2.0%	3	150.0%
大麻草栽培規制法（旧大麻取締法）		0.0%	36	35.6%	-36	-100.0%
医薬品医療機器等法（旧薬事法）	2	1.9%	1	8.3%	1	100.0%
銃 刀 法	1	0.9%	2	2.0%	-1	-50.0%
沖縄県迷惑行為防止条	2	1.9%	6	5.9%	-4	-66.7%
軽 犯 罪 法	17	16.0%	11	10.9%	6	54.5%
麻 薬 等 取 締 法	58	54.7%	20	19.8%	38	190.0%
児 童 福 祉 法	0	0.0%	1	1.0%	-1	-100.0%
そ の 他	4	3.8%	1	1.0%	3	300.0%

青少年の健全育成と非行防止を図るための

沖縄県青少年保護育成条例

青少年の深夜はいかいや飲酒、喫煙、大麻所持が社会問題となっているほか、万引きなどの窃盗事件の多発、携帯電話などを介した有害情報の氾濫も深刻な状態となっています。これらの行為を防止し、青少年のための環境を整備するための条例の主な規定を以下に掲載・紹介します。

条例による保護の対象

条例で保護される対象は、**18 歳未満の青少年**です。

したがって、乳児（赤ちゃん）や就学前の幼児も含まれます。

「深夜はいかい」をさせないために

保護者は（深夜に青少年を外出させない）

保護者には、正当な理由がある場合のほか、深夜に青少年のみで外出させない努力義務があります。

保護者以外の者は（深夜に青少年を勝手に連れ出さない）

何人も、正当な理由や保護者の委託・承諾なく、深夜に青少年を連れだしたり、同伴したり、とどめたりすることはできません。

違反した場合、**30 万円以下の罰金**が科せられます。

興行者等は（深夜に青少年を立ち入らせない）

映画館や演劇場等の興行場、ボウリング場やアイススケート場、卓球、ビリヤード場、ゲームセンター、カラオケボックス、マンガ喫茶、インターネットカフェを営む者は、深夜、青少年を立ち入らせてはいけません。

違反した場合、20 万円以下の罰金が科せられます。

注意：保護者が同伴でも入場できません。

青少年の深夜における立入りを禁止する旨の掲示をする必要もあります。

違反した場合、10 万円以下の罰金が科せられます。

深夜営業者は（青少年の帰宅を促す義務があります）

深夜に営業するコンビニ、飲食店等は、深夜、営業所にいる青少年に対し、帰宅を促す努力義務があります。

青少年の有害な環境をなくすために

図書等取扱業者は（青少年に対し有害図書を販売等してはいけない）

書店やビデオショップ、ゲームソフト販売店などは、青少年に有害な図書等として指定した書籍、ビデオ、CD、ゲームソフトなどを青少年に販売、贈与、貸与等してはいけません。

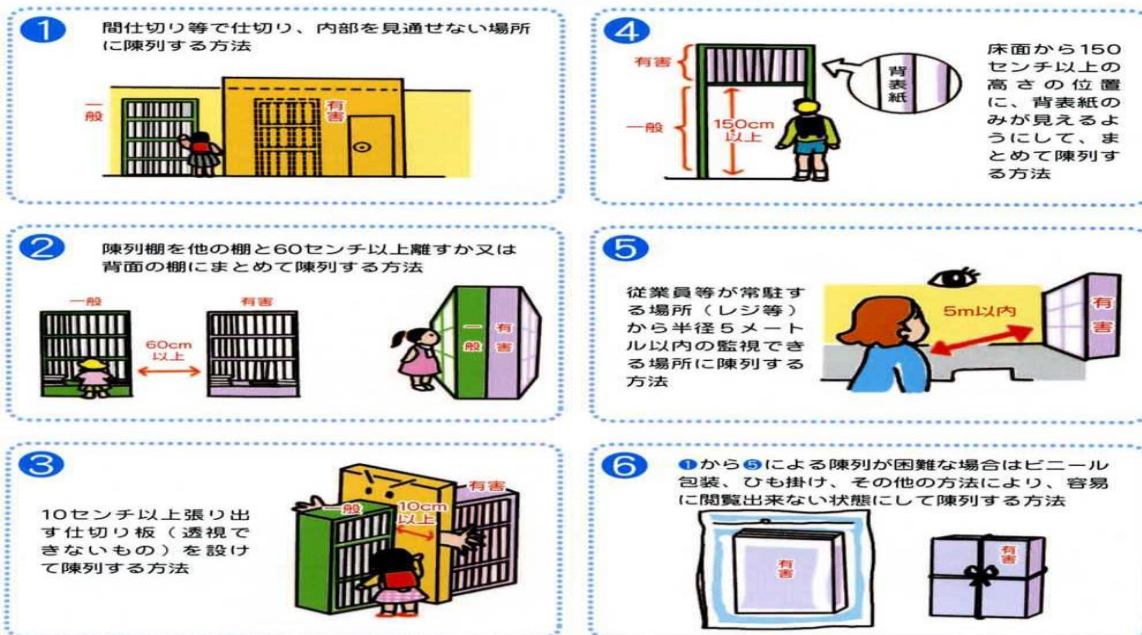
業者が違反した場合、20 万円以下の罰金が科せられます。

有害図書とは、内容の全部又は一部が、著しく性的感情を刺激し、又は著しく粗暴性、残虐性、犯罪若しくは自殺を誘発助長する等青少年の健全な育成を阻害する有害なものとして指定した書籍、写真、ビデオ、ゲームソフト等のことです。

一般的に出回っている成人指定（18 禁）のビデオ、雑誌等のことです。

また、有害図書等を成人向けに販売等する場合は、以下の方法で区分陳列し、店員が容易に監視できる場所で販売等をしなければなりません。

有害図書類等の陳列方法



措置命令に違反した場合、**30 万円以下の罰金**が科せられます。

器具類等取扱業者は（青少年に対し有害がん具を販売等してはいけない）

がん具（おもちゃ）店や雑貨店などは、青少年に有害ながん具等として指定した危険な刃物、エアーガンなどのがん具、大人向けの性がん具などを青少年に販売、贈与、貸与等してはいけません。

業者が違反した場合、**20 万円以下の罰金**が科せられます。

有害がん具とは、器具等の構造、機能が人体に危険を及ぼすおそれ、又はその形状や構造が、著しく性的感情を刺激し、又は著しく粗暴性、残虐性、犯罪若しくは自殺を誘発助長する等青少年の健全な育成を阻害するもの有害なものとして指定した器具類のことです。

SNS 等に起因した犯罪被害から守るために

携帯電話事業者・ショップは（フィルタリングの説明・設定を）

【フィルタリングの説明】

携帯電話事業者や携帯電話ショップなどは、スマートフォン等の使用者が18歳未満の場合、保護者や使用者に対し、インターネット利用により

- 青少年有害情報を閲覧するおそれ
- 犯罪に巻き込まれる危険性
- フィルタリングサービス・有効化措置の必要性等

について書面を交付して説明しましょう。



※ フィルタリングサービスとは、携帯電話回線にフィルタリングを設定。公衆無線 LAN 経由による有害情報の閲覧制限は不可。

※ 有効化措置とは、スマートフォン端末等にフィルタリングを設定。公衆無線 LAN 経由による有害情報の閲覧制限も可。

【契約・機種変更時等及び販売時にフィルタリング設定】

使用者が18歳未満の者とスマホ等の契約を締結するとき又は契約時にスマホ等を販売するときは、フィルタリングを設定しましょう。

保護者は（お子様を犯罪被害から守るためにフィルタリングの申し込みを）

- 18歳未満の青少年の保護者は、お子様のスマホ等を購入・契約するときは、お子様がSNS等に起因した犯罪被害に遭わないようフィルタリングサービス又はフィルタリング有効化措置を設定しましょう。
- フィルタリングサービス又はフィルタリング有効化措置を設定しない場合は、正当な理由を記載した書面の提出が必要です。

そのほかのすべての人に禁止されている行為

みだらな行為・わいせつな行為の禁止

みだらな行為・わいせつな行為をするだけでなく、教えること、見せることとしてはいけません。

有害行為のための場所提供、周旋の禁止

飲酒、喫煙、薬物使用、みだらな行為、わいせつ行為、暴行、脅迫、恐喝行為、入れ墨をする場所の提供、その周旋をしてはいけません。

児童ポルノ等の要求禁止

青少年の裸等の写真や画像及びそのデータを要求してはいけません。

非行助長行為の禁止

飲酒、喫煙等上記の行為に加え、共同危険行為（集団暴走）、家出をすることをそそのかしたり、強制したり、金品や便宜を供与してはいけません。

また、家出を除き、これらの行為を行う集団を結成したり、指導したり、援助したり、青少年に対し、これらの集団に加入するよう勧誘したり、強制したりしてはいけません。

子どもたちを非行や事件・事故の被害から守るためにこの条例は制定されていますが、その前に、まずすべての大人が、社会環境や夜型社会について考え、これを是正することが大切です。子どもたちにも規則正しい生活習慣（早寝・早起き・朝ご飯）を身につけさせましょう。

～大人が変われば 子どもも変わる～

沖縄県青少年保護育成条例についてのお問い合わせ

沖縄県子ども未来部 子ども若者政策課

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号 TEL098-866-2100

FAX098-869-5146 E-mail aa031607@pref.okinawa.lg.jp